

令和4年1月度 一般社団法人獨協大学同窓会臨時社員總會議事録

日時	令和4年1月29日（土）13時00分～15時00分
運営会場	獨協大学中央棟10階ホール
形態	オンライン会議
出席社員に関する事項	出席率 69%（社員数42名中29名出席） 内訳：会場出席4名、オンライン出席18名、委任行使出席3名、書面行使出席4名 <その他>監事3名、事務局3名（会場2名、オンライン1名）
次第	1. 開 会 2. 臨時社員總會成立確認 3. 決 議 （1）役員選出規程について （2）役員諸規程の改訂について 4. 報 告 （1）規約廃止の件 5. 閉 会

定刻13時00分、大西純一同窓会長（以下議長）が開会宣言を行った。

金井芳夫専務理事より出席率が過半数を満たしており、社員總會が有効に成立している旨が報告された。議長が議事録署名人として百田克己理事、河野直樹代議員を指名し、議事に入った。

決議事項

（1）役員選出規程について

昨年11月29日開催の社員總會の決議事項となっていた「役員選出規程制定（改定案）」は、会議出席者からの質問や意見が多く、結論が出なかったため、今回臨時社員總會を開催することになった。

社員總會で出た意見をベースに理事会（1月11日開催）で審議した内容と方向性について議長が説明を行った。

質疑応答後、挙手による採決を行った結果、賛成20、反対7、棄権2で

原案どおりに承認可決され、代議員選挙細則、代議員選挙管理委員会規程、役員選出に関する規程が廃止となった。

11月の社員総会で出た主な質問と意見	理事会で審議した内容
代議員の選挙は会員全員が投票するべきではないか？	特定の人しか投票できないという疑問は残るが、選挙にかかる費用を考慮すると今回は代議員のみに投票権を与える方法でやりたい 将来的にはネットで公示、投票する方法も検討する
立候補者を国内に限定するのは立候補の制限につながるのではないか？	海外在住者が代議員として総会に出席した場合の交通費規程が整備されていないため、 現段階では国内限定としたい 交通費規程を整備したうえで「国内限定」を削除する
5人の推薦人を付けることは担い手の確保の障害となるのではないか？	現行の規程どおりとしたい
理事に経験値（1期2年）を求めることは担い手の障害となるのではないか？	スムーズな会議運営には経験値が必要である と考える 変更後、支障があれば手直ししていく
代議員が10人以下の場合、いつ選挙をやるのか？	タイトなスケジュールではあるが、やれないことはない
選出管理委員規程の役割として「点検」と「確認」はどう違うのか？	「書類を点検したうえで確認する」文言を将来的には統一したい 適切な表現があれば検討したい
立候補届、略歴、所信のフォーマットは事前に開示すべき	フォーマットを12月の理事会で提示しており、合意を得た
最下位が同数の時の選挙はどのような方法で行うのか？	選挙方法についてはその場（社員総会）で決定する
疑義のある場合の対処に関する規定はないのか？	「選出管委員会が判断し、理事会に報告する」でどうか

代議員が一名の理事しか推薦できないと半数しか立候補できない	同一人が複数の理事を推薦すると派閥の形成に繋がると考えられるため、改定案を選択したい
制約が多く、立候補のハードルが高い 日頃から支部活動やゼミ・部活動のOB会などに参加しているような人でないと立候補するのが難しい	公正な役員選出には必要な規程と考える
所信・略歴はどんな形で公開するのか？	dokkyo-news.com の代議員専用ページ（ログインパスワード付）で公開
理事を監督する立場の監事を理事会で推薦するのは矛盾している	意見を考慮し、削除する

<主な質問と意見>

これまで役員選出規程の改定というテーマで議論してきて、大きなポイントは2点あると思う。ひとつはより多くの多様な方に同窓会の運営に関心を持ってもらうにはどうしたらよいかということ、もうひとつは会員一人ひとりの権利行使と参加をどうやって保証していくか。この2点が組織の基本的取り組みとしては重要だと考え、前回の社員総会で発言した。今回示された役員選出規程案は不十分だと感じるので引き続き重要な課題としてとらえ、議論を続けていただきたい。（澤田代議員）

規程案の名称が「役員規程案」となっているが、代議員は<役員>ではないので、「代議員並びに役員選出規程案」とすべき。（府川代議員）

→本件を議場に諮ったところ、名称を変更した方がよいという意見が圧倒的に多く（賛成21票、反対2票）、名称を「代議員並びに役員選出規程案」とすることとなった。

監事の定年についてはどうなったのか？（河野代議員）

→議長が「監事の定年については<原則75歳>とし、年齢にかかわらず、適任者がいれば柔軟に対応できるようにする」と説明した。これに対し府川代議員が「監事の定年については定款に明記されていないため、矛盾が生じる」と指摘した。

議長が「監事の定年の他、会長の任期（定款では4期以上できないとなっているが、改定案では3期以上できないとなっている）についても定款との矛盾点があることを承知しているが、定款の見直しについては次回に持ち越したい」と発言した。

府川代議員が定款改正に関わる部分（監事の定年と会長の任期について）を規程案から外し、今回は残りの部分について決議する「部分承認」の動議を出したが、賛成9票、反対14票で否決

された。

クラブ・ゼミ・サークル等、同一団体からの立候補人数に制限を設けないのは結果的に公正さを欠くことになるのではないか。(飯塚理事)

理事立候補者の資格である「代議員を1期2年以上経験」とはどの時点のことを指すのか？
(府川代議員) →議長より「過去の経験も含む」と回答があった。

理事立候補の条件が他薦のみとなっているが、自薦も認めてほしい。(府川代議員)

立候補者が定員を超えた場合、現代議員による投票で決定すると記載されているが、現代議員が新代議員を選ぶのはおかしいのでは？(飯塚代議員)

(2) 役員諸規程の改訂について

原案どおり承認可決した。(賛成27票、反対0票、棄権2票)
従来理事会で決めていた役員の諸規程については、今後社員総会で決定する。

報告事項

- (1) 規約廃止の件
- ・代議員選挙細則
 - ・代議員選出管理委員会規程
 - ・役員選任に関する規程

決議事項が原案通り承認可決されたため、上記3つの規程を統合し、「代議員選出並びに役員選出規程」に統合した。

以上をもって会議は終了。
議長が弊会を宣し、15時00分に散会した。

【議事録承認者】

百田 克己

河野 直樹